



覚 書

外領ノ 第 3 号

文学教 第 95 号

昭和57年1月30日

外務大臣官房領事移住部領事第一課長

杉 野



文部省学術国際局ユネスコ国際部海外子女教育室長

佐 藤 國



昭和57年度以降の海外子女用教科書給与に関し、外務省と文部省は下記のとおり了解する。

記

1. 外務省は、従前どおり各在外公館別の教科書給与対象人数を調査し、取りまとめて文部省に通知するとともに、その他必要な調査、連絡を行うものとする。
2. 文部省は、上記1の調査に基づき、教科書購入と在外公館への送付を行うものとする。その際、外務省は教科書を公用品扱いにする等必要な協力を行うものとする。
3. 各在外公館は送付された教科書の受領・支給事務を従前どおり行うものとする。